

通	記号	番号	作成部署
達	生活	40002	介護福祉課

感染症の予防及びまん延防止のための指針

(令和6年3月31日 指針策定)

1 感染症の予防及びまん延防止に関する考え方

事業所には、利用者の健康と安全を守るための支援が求められている。利用者の安全管理の観点から感染症対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は事業所の責務であることから、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染症予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等事業所における感染症予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

2 感染症対策委員会その他施設内の組織に関する事項

当事業所では、感染症の予防及び蔓延防止に取り組むにあたって「感染症対策委員会」を設置する。

(1) 設置の目的

事業所における感染管理活動の基本となる組織として、感染症対策委員会を設置する。感染症対策委員会は、以下のような役割を担う。

- ア 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- イ 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる。
- ウ 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- エ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

(2) 感染症対策委員会の構成委員

- ア 生活部部长、生活部次長
- イ 介護福祉課課長、課長代理
- ウ 居宅介護支援センター 施設管理者
- エ デイサービスセンター いずみの里 施設管理者
- オ デイサービスセンター みずほの里 施設管理者
- カ 小規模多機能型居宅介護事業所 武丈の里 施設管理者
- キ ヘルパーステーション西条 施設管理者
- ク ヘルパーステーション新居浜 施設管理者
- ケ その他必要に応じ委員を指名する。

(3) 感染症対策委員会の開催

- ア 委員会は、おおむね6月に1回以上開催する。
(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)
- イ 地域で感染症が増加している場合や事業所内で感染症発生の疑いがある場合等、必要に応じ随時開催する。
- ウ 委員会では、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応（まん延防止等）」のために必

要な次に掲げる事項について審議する。

なお、委員会での議論の結果や決定事項については、すみやかに職員に周知を図る。

- ・ 事業所内感染対策の立案
- ・ 感染に関する最新の情報を把握し、指針・マニュアル等の作成及び見直し
- ・ 事業所内の感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握
- ・ 感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮
- ・ 各係での感染対策実施状況の把握と改善を要する点の検討

3 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

(1) マニュアルの実践と遵守

作成したマニュアルを日常の業務の中で、遵守、徹底するために、次の点に配慮する。

- ア 職員全員がマニュアルの内容を確実に理解すること
- イ そのため、職員を対象とした研修を開催すること等により、周知徹底する。
- ウ 日常業務の際、必要な時に参照できるように、いつも手に取りやすい場所に置く。
- エ 記載内容は、読みやすく、わかりやすく工夫し、現場で使いやすくする。
- オ 実践をイメージした訓練（机上訓練）の実施や委員会等を通して、記載内容が現実
実践できることであることを確認する。
- カ 遵守状況を定期的に確認（自己確認、相互確認）する。
- キ 平常時から、感染症発生時の関係者の連絡網を整備するよう努める。

(2) 職員研修の実施

感染症対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を感染症対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

- ア 定期的な研修の実施（年1回以上）
- イ 新任職員への研修の実施
- ウ その他必要な教育・研修の実施
- エ 実施した研修についての実施内容（研修資料）出席者の記録と保管

(3) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。

4 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

(1) 利用者の体調の把握

利用者の体調を把握するために必要な対策を講じる。

(2) 高齢者は感染症に感染すると重症化するリスクがあるため、標準的な予防に取り組みつつ感染症が発生した場合は拡大を防止することが重要となるため、早期発見及び適切かつ迅速な対応を行うこととする。

- ア 利用時における健康状態及び感染症に関する既往歴や、ワクチン接種歴などの情報を

できるだけ収集するよう努める。

イ 利用者の日常を観察し、体調の把握に努め、通常と異なる症状が認められた場合は、家族や関係機関に報告する。

ウ 利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。

エ 利用者に対し、感染症対策の方法を説明し感染対策への理解を促す。

オ 利用者や家族の感染症対策実施状況を把握できる場合には、不足している対策を提案する。

(2) 職員の健康管理

管理者は、職員の健康管理するために必要な対策を講じる。

事業所職員は、日々の業務において、利用者と密接に接触する機会が多く、利用者間の病原体の媒介者となるおそれもあることから、健康管理が重要である。

ア 定期健診の受診勧奨を行い、確実な受診を促す。

イ 職員の体調把握に努めるとともに職員の家族が感染症に感染した場合の相談体制を整える。

ウ 体調不良時の連絡方法を周知し、申告しやすい環境を整える研修等を通して職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払うよう啓発を行う。

エ 研修等を通して職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払うよう啓発を行う。

オ 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。

カ ワクチン接種の必要性を説明し、接種の推奨や費用の助成を行う。

キ 職員が業務において感染症の感染リスクがあった場合の報告体制を整える。

(3) 平常時の感染症予防策

平常時から、感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

ア 手指消毒、マスク着用、定期的な換気といった基本的な感染予防策の研修と実施

イ 発熱等の症状が認められる場合に出勤を行わないことの徹底等、職員の健康管理や、感染の疑いを早期に把握できるよう、出勤前には検温を行い、健康状態や変化の有無に留意する。

ウ 無症状でもウイルスを保有している職員が事業所内や利用者宅にウイルスを持ち込んでしまう可能性もあるため、可能な限りの対策（上記ア、イ）を行った上で、不調時には速やかに相談できる環境を整える。

エ ウイルスを「持ち込まない」「広めない」「持ち出さない」ための研修を実施する。

オ 感染者等が発生したことを想定した訓練（机上訓練）・研修を実施する。

カ 十分な必要物品（アルコール、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）を確保しておく。

5 発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

ア 職員が利用者の健康管理上、感染症を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無（発生した日時等）について管理者に報告する。

イ 管理者は、感染症が発生した場合や、それが疑われる状況について報告を受けた場合

は、事業所内の職員に必要な指示を行う。またその内容が、下記に該当する事案であれば、地域保健所等へ報告する。

- ・ 同一の感染症や食中毒による、またそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- ・ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われるものが10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ・ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

- ア 発生時は、手洗いや手指の消毒、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- イ 必要に応じて事業所内の消毒を行う。
- ウ 別に定めるマニュアル（感染症・食中毒の予防 まん延防止マニュアル）に従い、個別の感染対策を実施する。
- エ 必要に応じて保健所に相談し、指示をうける。
- オ 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限などの協力を依頼する。
- カ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- キ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 関係機関との連携

管理者を中心に、必要な関係機関との連携について対策を講じる。

- ア かかりつけ医・医療機関との連携
 - ・ 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。
 - ・ 診療の協力を依頼する。
 - ・ かかりつけ医・医療機関からの指示内容を施設・事業所等内で共有する。
- イ 保健所との連携
 - ・ 疾病の種類、発生状況により報告を検討する。
 - ・ 感染者及び感染疑い者の状況（人数、症状、事業所における対応状況等）を報告し、指示を確認する。
 - ・ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。
- ウ 市町村等の行政関係機関との連携
 - ・ 報告の必要性について検討する。
 - ・ 感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する。

(4) 関係者への連絡

管理者を中心に、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ア 事業所等内での情報共有体制を構築、整備する。
- イ 利用者家族との情報共有体制を構築、整備する。
- ウ 利用者担当の介護支援専門員との情報共有体制を構築、整備する。

(5) 感染者発生後の支援（利用者、職員ともに）

管理者を中心に、感染者の支援について対策を講じる。

ア 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する。

イ 職員の心のケアについて、相談窓口を設置する。

附 則 （令和 7 年 5 月 2 0 日 組合長決裁）

この通達は、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。